

家庭系ごみの分別区分及び収集方法

分別区分	収集品目	収集方法	収集回数
① 燃焼ごみ	台所ごみ・革製品・木製品等の 小さな燃えるごみ	無色半透明のごみ袋を使用 各戸収集を基本とする	週2回
		集合住宅：ごみ収集設置場所 戸建住宅：各戸収集が基本であるが、地域の 合意で自主的に共同のごみ集積場所をきめて いるところもある。	
資源ごみ	② 新聞（チラシを含む）	ステーション収集	月2回
	③ 雑誌類（その他紙類を含む）	ステーション収集	
	④ 段ボール	ステーション収集	
	⑤ 古布類（古着を含む）	ステーション収集	
	⑥ かん（金属類）	ステーション収集（専用コンテナ使用）	
	⑦ びん （割れたびんは小型複雑ごみ）	ステーション収集（専用コンテナ使用）	
	⑧ ペットボトル	公共施設60か所・協力店舗51か所	
拠点回収 (資源)	⑨ 牛乳パック	地区公民館17か所・地区市民ホール8か所 その他6か所	週2回 月1回
	⑩ 大型複雑ごみ	タンス・ふとん等、小型複雑ごみ の大きさを超えるもので収集処理 できる物	各戸収集 (燃焼ごみに同じ)
⑪ 小型複雑ごみ	燃えない物及び燃える物と燃えな い物の混成品で、60cm未満及び 1m未満の細長い物	ステーション収集	(有害危険ごみコンテ ナの横) 月1回 (同日収 集)
⑫ 有害危険ごみ	電池・蛍光灯・水銀体温計等の有 害な物質を含む物、刃物・簡易カ スポンベ等の取り扱いに注意を要 する物	ステーション収集	(専用コンテナ使用)

- ・ 引越しに伴うごみについては、通常の家庭ごみ収集とは別に、申し込みにより収集（H24.10月から有料）
- ・ 犬猫その他小動物の死骸については、申し込みにより有料で収集（飼い主不明の場合は、無料で収集）